Japan tax alert

EY税理士法人

英国2015年度7月政 府緊急予算(税制改正 案が明らかに)

EYグローバル・タックス・アラート・ ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date

5月に実施された総選挙の結果、保守党・自由民主党連立政権から保守党政権となったことを受け、2015年7月8日、2015年度緊急予算が英国財務相より発表されました。緊急予算の内容からは財務相が抜本的な改革を目指していることが伺え、7月15日に発表される2015年2回目の財政法案に加え、2015年秋には会社配当の税制改正に関する一般的意見諮問書が公表される等、今後様々な税制改正に向けた提案がなされる予定です。

以下は改正案のうち、主に日系多国籍企業の英国関連会社に関連があると考えられる改正点について紹介します。



税率の凍結

2015年夏の財政法案(Finance Bill)と社会保険法案 (National Insurance Contributions Bill)には個人所得税率、 クラス1社会保険料率(雇用主・雇用者負担分)及びVATの 標準税率(20%)・軽減税率(5%)の上昇を制限する改正案が含 まれています。

2015年夏の財政法案及び社会保険法案が女王に裁可された 時点から、本政権の期間中は税率の上限が適用されることに なります。

法人税標準税率の引下げ

法人税標準税率は、2017年4月1日から19%、2020年4月1 日から18%に下がることになります(石油・ガス業界の法人を除 く)。この改正は2015年夏の財政法案に含まれると見込まれ、 実質的には、議会の夏季休暇明けに下院の承認を受け制定 されます。

法人税率の引下げは、英国の国際競争力の観点からは有利な 改正と考えられます。ただし、外国企業の英国子会社に関わる Controlled Foreign Company (CFC)ステータスに悪影響を 及ぼす可能性もあります。

日本のタックスへイブン対策税制のいわゆる「トリガー税率」 は、2015年4月より「20%以下」から「20%未満」に引き下げ られています。この引下げは、2015年からの英国法人税率の 21%から20%への引下げが大きな契機となっています。今回の 英国法人税率の引下げも、日本のタックスへイブン対策税制の 改正動向に影響を与える可能性がありますので、留意が必要 です。

法人税四半期納税の支払期限の繰上げ

年間2,000万ポンド以上の課税対象利益がある法人の四半期 納税支払期限が早まり、年間納税金額を会計期間中の3、6、 9、12ケ月目に四半期賦払いをすることになります。グループ 会社の場合、年間2,000万ポンドをグループの会社数で割った 数値が基準値となります。この改正点は、2017年4月1日もし くはそれ以降に開始する会計期間に適用され、政府は改正法案 を秋に公表する予定です。

現在、四半期納税対象法人は会計期間の開始後7、9、12、 15ケ月目に支払いを行っていますが、当該改正により支払期限 が約3~4ケ月早まることになります。

のれんの償却等に関わる法人税控除の制限

2015年7月8日以降に取得したのれんや顧客関連の無形資産 の償却について、法人税法上の損金算入が認められないことに なります(2015年7月8日以前に契約が締結され、取得に至る までに無条件義務の履行のみを残す場合を除く)。この改正は 一般会計原則(GAAP)の償却費及び税務上4%の選択償却か ら発生する償却費のいずれにも適用されます。

この改正は他会社やグループ会社から事業を買収した英国法 人の支払実効税率に大幅な影響を与える可能性があります。 ただし、IFRS 3上はUK GAAPに比べて無形資産をより詳細に 分類することを要するため、買収で認識するのれんの金額が一 般的に少なくなると予想されます。また、上記の法人税標準税 率の引下げにより、この改正による増税は軽減されると考えら れます。

年間投資償却の永久増加

年間投資償却(AIA)の限度額は、緊急予算発表前は現在の年 間50万ポンドから、2016年には2万5千ポンドに引下げられる 予定でしたが、2016年1月1日から年間20万ポンドに恒久的に 引上げられることになります。

AIAは機械設備装置に投資する法人全てに適用され、投資額 100%を限度額まで一時償却することが可能です。AIA上限を 超えた金額については、通常の税務償却が適用されます。

租税管理

HMRC(英国税務当局)の大企業対応方針の強化

HMRCは2006年以来、大企業の納税者に対して率直な対話 及び協力的な関係構築を方針としてきましたが、協力的でな い大企業に対するコンプライアンスを強化するため、下記の 新たな提案・方針を発表しました。

- ▶ 税務戦略(タックスプランニングやHMRCとの関係にかかる 方針など)の公表を義務化
- 大企業が自主的に定めるべき行動指針(Code of Practice) についてHMRCが期待する標準案を発表

HMRC 税務調査

税務調査において、HMRCに一部の争点を早期に決定・終結す る権限を付与することに関する一般意見諮問の結果が、今年の 夏に公表される予定です。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。 メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

- 1. http://www.eytax.jp/mailmag/ を開きます。
- 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ ご意見等がございましたら、下記まで お問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリー ダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらし ます。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出してい きます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献 します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もし くは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アン ド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していませ ん。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組 織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワーク を駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わ せて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しく は、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2015 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20150715

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負 いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp